

「安全管理者」選任時研修 (第4回)
安全管理者の選任と労働基準監督署への届出はお済みですか？
資格者の計画的養成や、安全教育としてもご利用下さい。

主催：(一社)三田労働基準協会(幹事)
(一社)品川・渋谷・(一社)大田労働基準協会

50人以上の工業的業種〔注1〕の事業場(企業単位ではなく、支店工場営業所など場所ごとに必要です)は、「安全管理者」を選任し、安全に係る技術的事項を管理させることが義務付けられています(労働安全衛生法第11条)。安全管理者の選任要件として、一定の実務経験者等〔注2〕であることに加え、厚生労働大臣が定める本研修を修了していることが必要(労働安全衛生規則第5条)となり、また、労働基準監督署への「安全管理者選任報告」提出に際しても、本研修の修了証写しの添付が求められます。

安全管理者の選任要件の充足、また、異動等に備えての資格者の計画的養成や、社員の安全教育として、本研修をご活用下さい。

記

- 1 日時(2日間研修) (いずれも、会場の開場及び受付開始は09:00です)
1日目: 平成30年1月23日(火) 09:20~17:00
2日目: 平成30年1月24日(水) 09:20~12:50
- 2 会場 三田労働基準協会1階研修センター(裏面案内図参照)
港区芝4-4-5 (都営地下鉄三田駅A9出口徒歩1分、JR田町駅三田口(西口)徒歩8分)
- 3 研修科目 法令に定められた全科目(講師:労働安全コンサルタント、テキスト:中災防発行)
- 4 修了証 全科目受講された方(遅刻早退不可)に、2日目の研修終了後交付します。
- 5 定員 32名(先着順) 注:協力会等で25名以上集まる場合には別途委託講習をお受けできます
- 6 対象者 新たに安全管理者に選任される者、または平成18年10月1日時点で選任期間が2年未満の安全管理者 など。
- 7 受講料 (テキスト代・消費税込み)
10,000円 ただし、上記労働基準協会の会員 8,000円
- 8 申込方法等
 - ①受講申込:裏面「申込書」により、幹事の三田協会宛にFax(03-3451-7692)して下さい。
 - ②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします(申込書に必ずFax番号をご記入下さい)。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から1月16日まで2週間ない場合は1月16日(火)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名:三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号:普通預金 0397963
・口座名義:一般社団法人三田労働基準協会	・名義人住所:港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例0123〇〇カイシャ等)

- ③受講の取消:1月16日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
 - ④受講者は研修当日、**受講票を持参**し受付にご提出ください。また、2日目には修了証受領のための**認印**をご持参下さい。
- 9 問合先 (一社)三田労働基準協会 電話03-3451-0901 Fax03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

〔注〕1 安全管理者の選任に必要な工業的業種(事業場(場所単位)の規模は50人以上) <安衛法施行令3条参照>
製造業・建設業・運送業・清掃業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・自動車整備業・機械修理業・各種商品卸売業・各種商品小売業・家具建具什器等卸売業・家具建具什器等小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場、林業・鉱業

2 安全管理者の選任要件<詳しくは労働安全衛生規則5条、昭47,10,2告示138号>
①大学・高専の理系卒業後2年以上の産業安全実務経験者、②高校・中学の理系卒業後4年以上の産業安全実務経験者、③大学・高専の理系以外卒業後4年以上の産業安全実務経験者、④高校の理系以外卒業後6年以上の産業安全実務経験者、⑤7年以上の産業安全実務経験者 など